

加藤?正の安南交通に就きて : 雑録

著者	武藤, 虎太
雑誌名	龍南會雑誌
巻	105
ページ	32-37
発行年	1904-03-13
その他の言語のタイトル	加藤清正の安南交通に就きて : 雑録
URL	http://hdl.handle.net/2298/5674

加藤清正の安南交通に就きて

教授 武 藤 虎 六

文祿慶長征韓の役終り、徳川家康霸府を江戸に扠むるや、先づ朝鮮と和し、明と通し、廣く海外諸國と交通を謀り、慶長九年以來所謂渡海朱印は續々發行せられ、島津細川松浦等の諸侯及び舟本彌七郎末次平藏角倉了意等商人の朱印を得て、安南暹羅等に商舶來往するもの頗る多く、幕府亦海外諸國と使聘往來し、我甲冑武器を送りて、彼の奇楠香、白熟絹、白蜜、孔雀若くは銃砲、火藥、花緞、象牙等と土宜の贈答ありしことは、其往復書柬に由りて之を證すへきなり、諸侯の贈答も亦此類なりしことは、駿府記慶長十六年八月の條に、長岡越中守忠興、獻象牙白絹孔雀豹等、暹羅國遣南船故なりと見ゆるに徴すへし、然るに異國御朱印帳に

一 自日本到交趾國舟也 加藤肥後守拜領御朱印也、本上州取次也、於駿府書之、

右慶長十四年己酉正月十一日

一 自日本到暹羅國舟也 加藤肥後守拜領御朱印、本上州取次也、

右慶長十四年己酉正月十一日

と見ゆ、則ち加藤清正も亦本多正純に由りて、安南暹羅への交通渡海免狀を得たるなり、而も其往復の書翰等は外蕃通書、加藤家傳、清正記以下諸書會て取見せし、嘗て竊に之を怪み、以爲へらく清正慶長十六年六月廿四日を以て卒したれば、遂に交通の舉に及ばずして已みしものかと、然るに曩に肥後國本妙寺文書を調査するに當り、安南國瑞國公の書翰二通を得たり、今其全文を左に掲ぐ、

安南國大都統官瑞公 敬書于

日本國加勝肥後守、平清正貴翁座右、曰國冢太實、其一曰信、以信相交、斯仁者之所爲也、曩者貴府情未相識、既有先施之義、賚贈與僕、意既勤拳、倘二番矣、奈尙遇碍、凡物頗雖未足、然僕已受其恩、玆方船主言還、僕心深想貴府厚意、將何以答、暫以小禮、遙寄爲信、幸蒙笑納、貴府如能親愛於僕、明年再許我兵衛、整修兵船、直來本國、得以相賀如此、則利邊兩國、好結千年、至矣必矣、

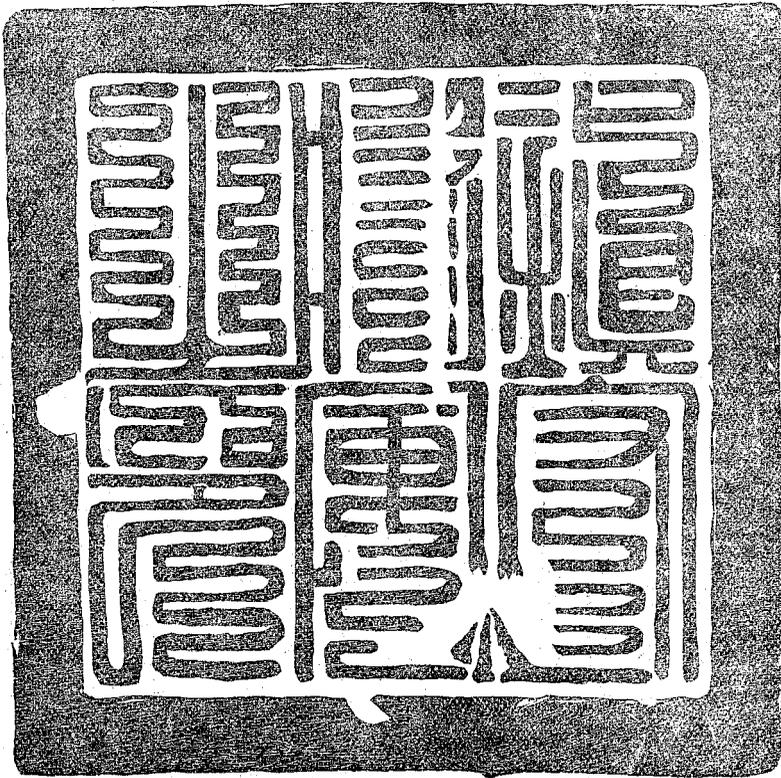
弘定拾年五月拾柒日

安南國大都統官 書達于

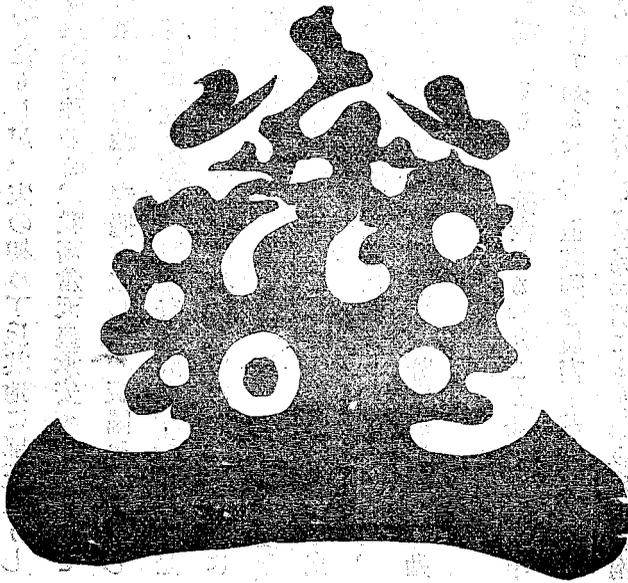
日本國加慈慈肥後寺清正閣下、知昭閣下起居萬福、我不勝欣賀之至、玆有貴國船主林右、本受給憑、往販暹羅國、奈慈帆不登彼岸、忽到我邦日方庭謁、我素聞暹羅國王、當擾乱不忍許、船主他往任留買賣、我待以實情、昨日我聞貴府有貴物、賚贈與我、雖物不具來、然我已知其厚惠、玆因船主林右順凡解纜、我有小禮、遙寄爲信、貴府如能相愛於我、止許船主明年再修商舶、來販我邦、以通兩國之貨財、以結千年之好義、玆書

弘定十一年五月二十四日

弘定十年は我慶長十四年れば、弘定十一年は慶長十五年なり、書中加慈肥後寺とあるは、清正の信書に行草體の字を用ひしより、自然誤謬を生きたる者なるべく却て本書の趣味あるを覺ふ、二書共に年號の處に朱印あり、瑞國公の家廉に上れる書に於ると正に相全し



即ち近藤守重の外蕃通書に所謂「方三寸三分ばかり、其文は鎌守將軍之印とあり」と云へるものなり
 而して弘定十一年の書には、年月日の次行に左の黒書を印せり、



是れ亦守重の所謂「尾に大字の書字及花押あり、共に印板なり」と云へるものにして、其出處正に

相全きを知るへし、

抑も安南は唐の時、交州の所都にして安南都護府の管下たりしが、宋の初め丁氏其地に郡王たりより、黎氏を経て黎民の世に至り大越と稱せしが、後英宗天祚の時、(我高倉天皇承安年中)國號安南と定む、尋て陳氏を経て安南の太祖黎利の孫瀨に至り、占城、老撾を亡して、版圖を經略せも、其死するや内亂起る、莫登庸内訌鎮定の功を以て遂に王位を篡ふ(我後奈良天皇享祿元年)に於て阮滄と稱するもの黎氏の後を奉し、南清化州に據る、爾來の莫氏は北に王となり、黎氏南王たり、南北對峙六十五年にして、黎氏の將鄭松、北の方莫氏を滅し南北を統一し、功を負ひ權恣にす、阮滄の子潢之を惡み、西都順化府に據り、國を廣南と號す、而して鄭松は黎氏を擁して京交都に據り、遂に又二部に分れ、廣南を西京と云ひ、清化順化廣南諸港は皆阮氏の所轄にして賈舶の輻輳する所、是を以て其名殊に著はる、爾來東京を安南と稱し、廣南を交趾支那と稱し、と二國の看を呈せり、

本書安南國大都統官管瑞公と云ひ、或は單に大都統官と稱するも、皆阮潢たるべきことは、弘宗四(我慶長八年)其徳川氏に贈れる書に、瑞國公阮とあるにて知るべし、但其國を廣南と號しながら安南國大都統官と稱するは抑も故あり、蓋し是より先、明の嘉靖十九年莫氏明に降りし以來、安南都統使司と爲し、都統使を授けられたれば、黎氏之に代りても猶都統使を稱すへき筈なるに、自王を僭したれば都統使の名は、却て外戚にして累世の大臣たる阮氏自ら稱せしなるへし、瑞國公稱するは封號を用ひしこと、猶莫登庸が王位篡奪以前に、太傅仁國公と稱せるの類なるべし、畢

前に述べたる如く、廣南は貿易の要津、賈舶の輻湊する所なれば、外交貿易の事、一に其手に由て決せしものならんか、文意を以て之を推すに、清正夙に船を艤し、書を裁し、先づ交通來往の約を結はんと欲するの意を致し、併せて土宜を贈りしもの、本書第一に由りて、彼我交通の契約は締詰せられたるなり、

次に清正の暹羅に對する通交の事情は、文書の以て徴すべき無きも、第二の書に據れば、船主林右（林某右衛門歟）先づ暹羅に到りしも、彼地正に擾亂に際し通商交易の約を結ぶ能はざりしを以て、轉して暹羅に到りしものゝ如し、蓋し是より先暹羅は、緬甸の爲に征服せられ（我元龜三年）其後明の緬甸を攻めて國都を陥るるに及び、暹羅も亦其敗亡に乘し其東邊の地を略せしも、其王位相續法は、兄弟相及の風なるより、内訌常に絶えず、されば慶長十四五年の頃は國家事多く、後元和年間に至り日本の山田長政等、國王を助けて僅に國亂を鎮定したる位なれば、交通締約に至らざりしも亦宜なり、是れ暹羅の返東を見ける所以なるへし、此書の來れるは正に慶長十五年に在りて、清正卒去の前年なり、苟も天清正に假すに年は以てせば、彼我の交通尙見るべきものありて、或は肥後の外交史に數頁の事實を添へたるも、亦未だ知る可らざるなり、

